

2024年度版

国保ガイド

町田市



かけがえのないもの。
それは健康!!
「成人健康診査」を
利用しましょう。

(詳細は 34 ページ)



国保ガイドもくじ

国保（国民健康保険）とは？	3
---------------	---

国保に加入するには『届け出』が必要です

国保に加入するとき	4
国保の保険証	5
高齢受給者証	6

『国民健康保険税』は必ず納めましょう

国民健康保険税（保険税）	8
保険税の納付	14
保険税を滞納すると	18

いろいろな『給付』で支えます

国保の給付	19
・医療機関で保険証を提示したとき（療養の給付）	19
・後で払い戻されるもの（療養費）	20
・加入者が亡くなったとき（葬祭費）	21
・子どもが生まれたとき（出産育児一時金）	22
・高額療養費	24
・高額医療・高額介護合算制度	28
・入院したときの食事代など	30

加入者へのお知らせ

交通事故などにあったとき	31
温泉センター割引利用券	31
整骨院・接骨院のかかり方	32
後期高齢者医療制度・介護保険制度	33

みなさんの『健康』を応援します

成人健康診査・保健指導	34
成人健康診査・がん検診等のご案内	36
医療機関の上手な受診を	38
ジェネリック医薬品希望カード	

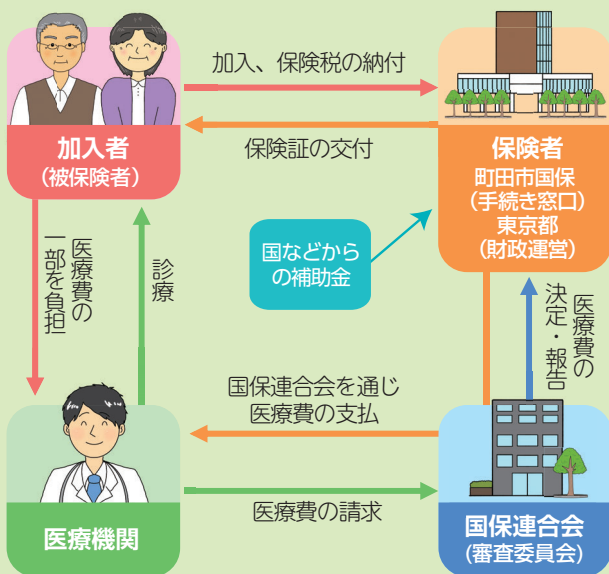
町田市の国保事業財政	39
お問合せ先	39
こんなときは14日以内に届け出を	裏表紙



国保（国民健康保険）とは？

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかれるよう、加入者が普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国保のしくみ



国保に加入する方

- ・ 自営業者
- ・ 農業や漁業の従事者
- ・ パート・アルバイトの方
(職場の健康保険に加入していない場合)
- ・ 外国籍の方
(住民基本台帳法の適用を受ける方は原則として国保加入の対象)



国保に加入するとき

担当

保険加入係
042-724-2124

国保の加入・脱退は、世帯ごとです。窓口への届け出は、14日以内に世帯主が行わなければなりません。

届け出に必要なもの（詳細は裏表紙）をお持ちのうえ、市役所または各市民センターで手続きしてください。

国保に加入するとき

- 転入してきたとき（職場の健康保険に加入していない場合）
- 職場の健康保険をやめたとき（退職日の翌日）
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

※同一世帯内に「国民健康保険組合」の加入者がいる場合、町田市国保には加入できません。

国保をやめるとき

- 転出したとき（国外転出の場合はその翌日）
- 職場の健康保険へ加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けはじめたとき
- 75歳になったとき（※この場合、届け出は不要）

ご注意ください

- 都内での転出・転入の場合、国保の資格は継続しますが、届け出は必要です。届け出後に、転入した区市町村から新たな保険証が交付されます。
- 転出や職場の健康保険への加入により、町田市国保の保険証は使用できなくなります。やめる届け出をする前に町田市国保の保険証を使用した場合、給付した額（医療費の7割または8割）は返還していただきます。

国保の保険証は、加入者一人に1枚ずつ交付されます。保険証は、国保の加入者であることの証明書であり、医療機関を受診する際に必要です。大切にお取り扱いください。

● 取り扱いの注意事項

- 記載内容に誤りがないか、確認してください
- 記載内容に変更があったときは、届け出てください
- 医療機関を受診するときは、窓口で提示してください（オンライン資格確認をする場合は除く）
- 他人との貸し借りはできません（悪質な行為として罰せられることがあります）
- 紛失・汚損したときは、再交付を受けてください

● 保険証の交付

保険証は原則、特定記録で住民票上の住所へ世帯主あてに郵送します。

窓口での受取を希望する場合は、次の本人確認書類が必要です。本人確認ができない場合や、別世帯の方が申請した場合は郵送になります。

交付理由	受取時に必要な本人確認書類
新たに加入したとき	・ 官公庁発行の顔写真付身分証明書 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等） ・ 年金手帳 （年金の切替手続きを同時に行う方のみ）
再交付	・ 官公庁発行の顔写真付身分証明書 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

※ 2024年12月2日から従来の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を保有していない方には、保険確認のための証として「資格確認書」が交付されます。なお、12月1日以前に発行済の保険証は、2025年9月30日まで使用できます。

高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの人は当月）から74歳までの間、交付されます。

高齢受給者証には、医療費の自己負担（一部負担金）の割合が記載されていますので、保険証と一緒に医療機関にご提示ください。（オンライン資格確認をする場合を除く）

●対象者

70歳から74歳までの国保の加入者

●交付時期

70歳の誕生月（1日生まれの人は前月）の下旬頃、世帯主あてに郵送します。

●自己負担（一部負担金）の割合

一部負担金の割合は、同一世帯内の対象者の所得額・収入額に応じて判定され、2割または3割となります。

毎年8月が判定する年度の切替えとなり、1月から7月までは前々年の所得額・収入額で判定され、8月からは前年の所得額・収入額で判定されます。

●自己負担割合の判定基準

◆2割になる場合

次の①～③いずれかに該当する場合

①住民税の課税標準額（課税所得）が、145万円未満

※同一世帯内の対象者全員が145万円未満の場合のみ

②所得（収入から必要経費を引いたもの）から43万円を引いた金額が、210万円以下

※同一世帯内の対象者に、給与と年金など一人で複数の所得がある場合は、その合計から43万円を引いた金額（二人以上の場合はその合計額）

③同一世帯内の対象者の収入（の合計）が、

- ・一人の場合は 383 万円未満
- ・二人以上の場合は合計 520 万円未満

※特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する方）との収入の合計が 520 万円未満であるときも該当となる

◆ 3 割になる場合

6 ページの「2 割になる場合」に該当しない場合

マイナンバーカードを保険証として利用しませんか？（2024 年 12 月 2 日から保険証は発行されなくなります）

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用でき、様々な行政サービスを受けられる IC カードです。本人の申請により交付を受けることができ、初回の交付は無料です。

また、マイナンバーカードを保険証として利用することで、医療費を 20 円節約できるほか（3 割負担の方だと 6 円）、過去のお薬情報や診断結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推察して治療に役立てることや、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。加えて、限度額適用認定証等がなくても、高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。窓口での限度額適用認定証の交付申請が不要になります。

※事前にマイナ保険証が利用可能な医療機関・薬局やマイナポータル、セブン銀行 ATM で利用登録が必要です。

※専用の端末を病院・薬局等が導入していない場合、既存の保険証等の提示が必要です。導入状況は各病院・薬局等へ個別にお問い合せください。

※マイナ保険証を保有していない方には、保険確認のための証として「資格確認書」が交付されます。なお、2024 年 12 月 1 日以前に発行済の保険証は 2025 年 9 月 30 日まで使用できます。

マイナンバーカードの交付について

担当 市民課マイナンバー係
042 - 860 - 6195

保険証について

担当 保険加入係
042 - 724 - 2124

限度額適用認定証等について

担当 保険給付係
042 - 724 - 2130

保険税の算定

町田市における保険税は、税方式を採用し、地方税法にもとづいて算定します。①医療分、②後期高齢者支援金分、③介護分（40歳～64歳の方のみ）からなり、3つを合算した額を年税額（年間の保険税額）として、世帯で負担していただきます。

年税額は、①②③の（A）所得割額・（B）均等割額を合計して算出します。ただし、①②③が課税限度額を超えた場合、それぞれの年税額は課税限度額となります。

2024年度 保険税率（額）と課税限度額

	①医療分	②後期高齢者 支援金分	③介護分 (40～64歳の方)
(A) 所得割額 所得に対し	基準総所得金額 × 6.61%	基準総所得金額 × 2.22%	基準総所得金額 × 2.00%
(B) 均等割額 一人につき	被保険者数 × 38,900 円	被保険者数 × 12,900 円	被保険者数 × 15,000 円
課税限度額	年 65 万円	年 24 万円	年 17 万円

①医療分…国保加入者の医療費などの費用に充てられます

②後期高齢者支援金分…75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の費用に充てられます

③介護分…介護保険制度の費用に充てられます

※ 2022年度分以降の保険税については、未就学児の均等割額を5割軽減します。

世帯の所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯の所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の均等割額を5割軽減します。

保険税の計算に用いる基準総所得金額

$$\text{基準総所得金額} = \text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除額}^{※1}$$

※1 基礎控除額は、合計所得金額に応じて以下の表の通り遁減します。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超～2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超～2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円

基準総所得金額には、住民税で適用される各種所得控除は適用されません。

基準総所得金額が 0 円の場合、所得割額は賦課されず、均等割額のみが賦課されます。

※総所得金額等には、給与・事業・年金・雑・営業・譲渡・不動産・配当・利子・農業・一時所得などのほか、山林所得金額、短期譲渡・長期譲渡所得の特別控除後の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得の金額が含まれます。

※雑損失の繰越控除は適用されません。

正しい所得を申告してください

保険税の所得割額は前年の所得をもとに決められるため、正しい申告をお願いします。

前年中に所得のなかった方（遺族、障害年金収入のみの人も含む）も、保険税の軽減対象となる場合がありますので、住民税の申告または国民健康保険税用の申告書の提出をしてください。

※国民健康保険税用の申告書では、「高額療養費」の支給に係る所得区分には反映されません。その年の1月1日時点の住民登録地で住民税の申告をする必要があります。（詳細は 24 ページ）

所得に係る均等割額の軽減

賦課期日現在、世帯（世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者※）の前年の所得の合計額が基準以下の場合、均等割額が減額されます。

ただし、所得が把握できない場合、減額を受けられません。

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した後も、継続して同一の世帯に属する方です。

※譲渡所得特別控除、青色事業専従者給与及び事業専従者控除は適用されません。

2024 年度 所得に係る均等割額の軽減割合

軽減割合	該当する世帯の所得額基準
7 割軽減	43 万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5 割軽減	43万円 + (29万5千円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2 割軽減	43万円 + (54万5千円 × 被保険者数と特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※ + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) は、給与所得者等が 2 人以上いる世帯に適用します。

※給与所得者等とは

- 一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）
- 公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超）

※ 1959（昭和 34）年 1 月 1 日以前に生まれた方で公的年金等の受給者の方は、公的年金所得より 15 万円を限度に控除があります。

後期高齢者医療制度移行に伴う保険税減免

会社等の健康保険（国民健康保険組合を除く）の被扶養者だった方（旧被扶養者）は、健康保険料の負担はありませんでしたが、本人の後期高齢者医療制度移行により国保に加入すると、保険税を負担することになります。

旧被扶養者の方には、保険税減免の制度があります。

●対象者（旧被扶養者）

- ・国保に加入した日に 65 歳以上である方
- ・保険税減免の申請をされた方（加入届け出時の申請可）

●保険税減免の内容

- ・旧被扶養者に係る所得割額は、課税しません
- ・旧被扶養者に係る均等割額は、国保の資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、半額とします（7 割・5 割軽減該当世帯を除く。2 割軽減該当世帯は、軽減前の半額となるよう減額。）

保険税の減免

次のいずれかに該当し、かつ生活が著しく困窮し、保険税を納付することが困難と認められる場合は、減免の申請ができます。詳しくは、保険年金課保険加入係へご相談ください。

- 災害により甚大な被害を受けた場合
- 病気、負傷などにより離職して所得が一定以下に減少し、就労復帰の見込みがない場合

産前産後期間の保険税免除

妊娠 85 日（4 か月）以上で出産予定の（又は出産した）被保険者分の保険税について、出産予定月（又は出産月）の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は 3 か月前から 6 か月間）に相当する分が免除されます。

※死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます。

※ 2023 年 11 月 1 日以降の出産が対象です。

届け出に
必要なもの

母子健康手帳

※出産予定日の 6 か月前から届け出ができます。

※死産、流産等の場合、死産証明書等が必要です。

非自発的失業者に係る保険税軽減

倒産・解雇などで職を失った失業者（非自発的失業者）は、保険税軽減の申請ができます。保険年金課または各市民センターで申請を行ってください。

軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、翌年度末までです。軽減期間中に転入・転出した場合は、転出先で改めて申請が必要です。

申請に
必要なもの

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する場合）、保険証、世帯主の個人番号がわかるもの

非自発的失業者に係る高額療養費 の所得区分の判定変更（軽減措置）

担当

保険給付係
042-724-2130

非自発的失業のため保険税の軽減を受けた世帯は、高額療養費の所得区分の判定変更がされる場合があります。対象者は保険税軽減と同様です。

離職日の翌日において所得判定を行い、その翌月（離職日の翌日が1日であった場合は、その月）の診療分から適用します。

所得判定は、所得のうち給与と所得を100分の30として計算します。ただし、低所得（市民税非課税）世帯の判定は、世帯所得が基準を下回る場合とします。

基準

$43\text{万円} + (54\text{万}5\text{千円} \times \text{被保険者数と特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

※特定同一世帯所属者とは

- 国保から後期高齢者医療制度へ移行後も継続して同一世帯に属する方

※+10万円×（給与所得者等の数-1）は、給与所得者等が2人以上いる世帯に適用します。

※給与所得者等とは

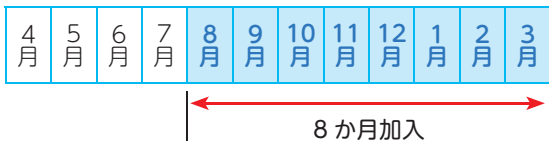
- 一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- 公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

年度途中で加入・脱退したときの保険税

年度の途中で加入したり、やめたりしたときの保険税は、年度の保険税から月割りで計算します。

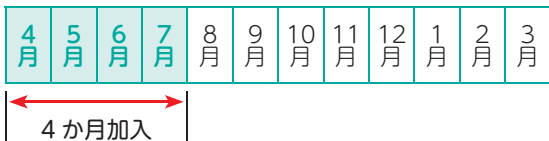
途中で加入・・・年税額 ÷ 12 × 加入した月から3月末までの月数

例 8月に国保に加入したとき → 年税額の $\frac{8}{12}$ を納めます



途中でやめた・・・年税額 ÷ 12 × 4月からやめた前月までの月数

例 8月に国保をやめたとき → 年税額の $\frac{4}{12}$ を納めます



加入の届け出が遅れた場合の保険税

保険税は、届け出をした日にかかわらず、資格を取得したときから発生します。

例 6月中旬に退職したのに、9月に国保加入の届け出をした場合

→ 保険税は6月分から納めます

なお、3月までに国保の資格を取得した方が4月以降に届け出をした場合、3月分まで（過年度分）の保険税は、4月からの保険税とは別に計算します。

保険税を納める方（納税義務者）

保険税の納税義務者は、原則として住民票上の世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、家族の中に国保加入者がいれば、世帯主あてに納税通知書を郵送します。

ただし、住民票上の世帯主が国保に加入していない場合であっても、次の条件を満たしていれば、届け出により住民票上の世帯主ではない国保加入者が、国保上の世帯主となることができます。

◆住民票上の世帯主が、世帯主変更に同意しており、また保険税を完納していること。

◆変更後の世帯主が保険税を納付するだけの収入があり、また国保上の各種届け出義務の確実な履行が見込めること。

※国保上の世帯主が滞納すると、本来の世帯主に戻す場合があります。

社会保険料控除について

担当納税課収納係
042-724-2121

保険税は、納めた全額（還付された金額及び延滞金を除く）が年末調整や確定申告等の社会保険料控除の対象となります。

町田市では、1月1日から12月31日までにお支払いいただいた保険税をお知らせする「納付済額通知」を、翌年1月下旬に納税義務者である世帯主あてに郵送します。所得申告の資料としてご利用ください。年末調整などのため早めに必要な場合には、納税課にお問い合わせください。

ご注意ください

- 「納付済額通知」に記載される納付済額は、「納税通知書」に記載の年税額とは異なる場合があります。
- 1月中旬に日本年金機構から発送される公的年金等の源泉徴収票の社会保険料の金額は、年金天引き（特別徴収）によって納められた金額のみが表示されます。口座振替や納付書払いをされた分は含まれませんので別途ご確認ください。

保険税の納め方

納め方は、公的年金からの天引きによる方法（特別徴収）と、口座振替や納付書で支払う方法（普通徴収）があります。

特別徴収は、次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ◆ 世帯主が4月1日に65歳以上で、老齢等年金給付を受けていること
- ◆ 世帯主が年度途中で75歳に到達しないこと
- ◆ 世帯主が国保に加入していること
- ◆ 世帯内の国保加入者全員が、65歳以上75歳未満であること
- ◆ 老齢等年金給付の額が年18万円以上であること（障害年金・遺族年金も対象）
- ◆ 介護保険料が特別徴収されていること
- ◆ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、老齢等年金給付の額の2分の1を超えないこと

●特別徴収（継続の方）の納期

直近の2月に年金から天引きされた方は、翌年度の保険税も4・6・8・10・12・2月に天引きされます。

4・6・8月は直近2月と同額で天引きされ、その年度の保険税の本決定後、10・12・2月で天引き額が調整されます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納 期	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—	●	—

●…特別徴収

●特別徴収（新規に対象となる方）の納期

納税通知書は7月にお送りします。7月から9月納期分まではこれまでどおり口座振替または納付書払い（普通徴収）、10・12・2月は年金からの天引き（特別徴収）となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納 期	—	—	—	○	○	○	●	—	●	—	●	—

○…普通徴収 ●…特別徴収

※新規に対象となる方でも、4月から特別徴収が開始される場合があります。対象者には、開始前（2月）に通知書をお送りします。

● 普通徴収の方の納期

納税通知書は7月にお送りします。

通常、1年分（4月から翌年3月までの分）を、8回の納期に分けて納めていただきます。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 25日	1月 末日	2月 末日

※各月末日及び12月25日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

● こんなときは新しい通知書がでます

次の項目に該当された方には、新たに納税通知書をお送りします。これ以降は、新しい通知書でお支払いください。

- ◆ 加入者の増減や所得額の変更によって、保険税額が変更となる場合
- ◆ 所得の申告等の遅れにより、均等割額分だけが先に課税された方の所得が判明し、所得割額を課税する場合
- ◆ 転入された方で、前年所得の把握に時間を要した場合
- ◆ 年度途中に加入・脱退した場合
 - 6・7月に加入・脱退手続き → 8月中旬に郵送
 - 8月以降に加入・脱退手続き → 翌月中旬に郵送

● 年度内に 40 歳になる方の保険税（介護分）

40歳の誕生日の前日が属する月から、介護保険の第2号被保険者となります。その月分から保険税（介護分）の課税が開始となるため、翌月に増額の納税通知書を郵送します。

● 年度内に 65 歳になる方の保険税（介護分）

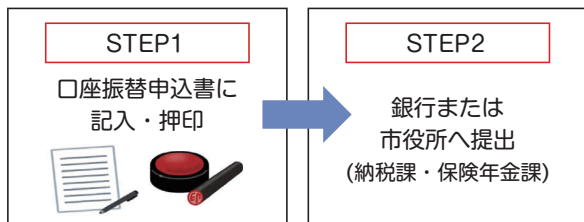
65歳になると介護保険の第1号被保険者となりますが、4月から65歳の誕生日の前日が属する月の前月分までの保険税（介護分）は、その年度の第1期から第8期までの納期に分けてお支払いいただきます。

そのためこの期間は、保険税（介護分）と介護保険料を並行してお支払いいただくことになります。

●保険税の納付は口座振替で

保険税は口座振替による納付を原則としています。普通徴収となる方は、口座振替の申込手続きをお願いします。

窓口・郵送でのお申込みは2ステップで完了！



ペイジーでのお申込みは届出印不要！

ペイジーは銀行のキャッシュカードを専用端末に読み込ませて申込みができるサービスです。

(納税課または保険年金課窓口のみ。)

申込みに
必要なもの

- キャッシュカード（申込者本人名義のカード）
- 運転免許証など、本人確認できるもの

※利用可能な金融機関は納税課へお問合せください。

インターネットからもお申込み可能！



受付サイト
および詳細はこちら



町田市役所 Web口座振替

検索

注意事項

- ・口座振替の開始期は、後日書面にてお知らせします。
- ・領収書は発行いたしませんので、納税確認は通帳記入によりお願いします。
- ・残高不足等で振替ができない場合は、再振替できません。後日、納付書（督促状）を送付します。

保険税を滞納すると

担当

納税課整理第一係
整理第二係
042-724-2121

保険税の未払い（滞納）が長期間続くと、国保の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担することになったりします。

保険税を滞納し続けると、支払額が大きくなり、延滞金も発生します。必ず納期限内に納めてください。

**やむを得ない事情で納付が難しいときは
お早めに納税課へご相談ください。**

①滞納すると、

<給付差し止めなどの処分を受けます>

療養費・高額療養費などの給付が全部または一部差し止められたり、限度額適用認定証の交付が受けられなくなったりします。差し止められた給付額は、滞納した保険税に充当されます。

②滞納が続くと、

<「資格証明書」が交付されます>

通常の保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、医療費が全額自己負担になります。自己負担した分の保険給付を療養費として申請すると、給付額は滞納した保険税に充当されます。

※ 2024年12月2日からは、資格証明書に代わり、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知が交付されます。

**納税の公平性・公正性を確保するため、納付
資力があるにもかかわらず納税いただけない
方には、差押えなどの処分がなされます。**

医療機関で保険証を提示したとき(療養の給付)

病気やケガをしたとき、医療機関で保険証を提示すれば、一部負担金（費用の2割または3割）を自己負担することで診療を受けることができます。負担割合は、年齢等により変わります。

70歳から74歳までの方は、高齢受給者証も併せてご提示ください。

対象被保険者	負担割合
義務教育就学前の方	費用の2割
義務教育就学～69歳の方	費用の3割
70歳～74歳の方 (現役並み所得者※)	費用の2割 (費用の3割※)

※同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保加入者がいる場合は、負担割合3割となります。(詳細は7ページ)

保険診療ではできない・または制限される診療

- 正常分娩、人工妊娠中絶
- 健康診断、予防接種、美容整形等
- 仕事上のケガや病気など労災保険の対象になる場合
- けんかや泥酔などによるケガや病気
- 犯罪や故意によるケガや病気
- 医師の指示に従わなかったとき

一部負担金の減免制度

次の事項に該当し、その世帯の利用し得る資産を活用したにもかかわらず、生活が一時的に著しく困難となり、病院等への支払いができない場合、生活保護法の基準により、一部負担金を減免する制度があります。

詳しくは、保険年金課保険給付係にご相談ください。

- (1) 震災、風水害、火災などの災害により死亡もしくは障がい者になったとき、または資産に重大な損害を受けたとき
- (2) 事業、もしくは業務の休廃止または失業等により収入が著しく減少したとき
- (3) 前の事由に類する事由があったとき

後で払い戻されるもの(療養費)

いったん医療費を全額自己負担した場合、後日申請すると、審査のうえ支給基準に該当すれば一部負担金分を除いた額(医療費の7割または8割、移送費は全額)が払い戻されます。

保険年金課で申請手続きを行ってください。

※受診日の翌日から2年で時効により申請できなくなります。

※保険税に未納がある場合、給付が差し止めになります。

保険証を提示しないで診療を受けたとき

申請に
必要なもの

診療内容の明細書(領収書の明細ではなく、療養費申請のために医療機関から交付されたもの)、領収書、保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん
※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

コルセットなどの治療装具代(医師が必要と認めたとき)

申請に
必要なもの

医師の診断書(意見書)、領収書、明細書、保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん
※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。
※靴型装具の場合、装具写真も必要。

海外で診療を受けたとき

申請に必要な各明細書(所定様式)は、保険給付係もしくは町田市ホームページにあります。海外に行く際に持参し、現地の医師に記入してもらってください。

申請に
必要なもの

診療内容明細書(所定書式)・領収明細書(所定様式)、各明細書の和訳、領収書、領収書の和訳、出入国がわかるパスポートなど、同意書、保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん
※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

※支給申請に対して審査を強化する取り組みを実施しています。
※不正請求に対して警察と連携して厳正な対応を行っています。

移送費がかかったとき

医師の指示により、緊急かつやむを得ず移送したときの費用が対象です。通院など一時的、緊急的と認められない場合は対象とはなりません。

申請に
必要なもの

医師の意見書（所定様式）、領収書、保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん

※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

加入者が亡くなったとき（葬祭費）

加入者が亡くなられた場合に、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費として5万円が支給されます。

保険年金課または各市民センターで申請手続きを行ってください。
※葬祭を行った日の翌日から2年で時効により申請できなくなります。

申請に
必要なもの

保険証、印かん、振込口座のわかるもの、亡くなった方と葬祭を行った方（喪主）の名前が記載された領収書

※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

加入者が出産した場合に、出産育児一時金が支給されます。対象は、妊娠 85 日以上の出産（死産・流産・人工妊娠中絶含む）です。

対象となる出産	支給額
①在胎週数 22 週以上の 産科医療補償制度加入医療機関での出産	50 万円※
②妊娠 85 日以上で上記以外の場合	48.8 万円※

※この金額は、令和5年4月1日以降の出産の方に適用されます。

令和5年3月31日以前の出産については、①42万円、②は40.8万円の支給になります。

- 1年以上継続して会社に勤務していた方が退職後6か月以内に出産した場合、勤務時に加入していた健康保険か町田市国保のどちらかを選択して支給を受けられます。

医療機関で利用できる制度

出産育児一時金の支給を受けるために利用できる制度（直接支払制度または受取代理制度）を導入している医療機関で出産する場合は、この制度を利用して支給を受けます。医療機関により利用できる制度が異なりますのでご確認ください。

医療機関窓口における請求が出産育児一時金の支給額を超える場合は、差額を医療機関でお支払いください。請求が出産育児一時金の支給額未満の場合は、差額の支給を保険年金課に申請してください。

●直接支払制度（医療機関窓口で手続き）

出産育児一時金を市から医療機関へ直接支払うことのできる制度です。これにより、医療機関窓口での自己負担を軽減できます。手続きは、医療機関窓口にて行ってください。

●受取代理制度（保険年金課へ申請）

申請により、出産育児一時金を限度額として出産費用を市から医療機関へ直接支払う制度です。これにより、医療機関窓口での自己負担を軽減できます。

手続きは、出産予定日の2ヵ月前からできます。医療機関の承諾を得たうえで、保険年金課（または医療機関）で申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ、保険年金課へ提出してください。

支給の申請が必要な場合

医療機関で前述の制度を利用できなかった場合、制度利用時の差額の支給がある場合、海外で出産した場合は、保険年金課または各市民センターで申請手続きを行ってください。

※出産日の翌日から2年で時効により申請できなくなります。

申請に必要なもの

保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん、領収・明細書または請求書
医療機関との合意文書

(直接支払制度利用の有無及び保険者名が記載されたもの)

※印かんは申請者以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

※死産・流産の場合、死産証明書等が必要。

※海外出産の場合、出生証明書(要和訳)・パスポート等渡航がわかるもの・同意書が必要。



高額療養費

1 か月（月の 1 日～末日まで）にかかった医療費の自己負担額の合計額が、所得や年齢に応じた「自己負担限度額」を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。

●申請方法

医療機関からの保険請求により該当者を把握し、受診月から最速で 3 か月後に世帯主あてに申請書を郵送します。

申請書に必要事項を記入・押印し、申請手続きをしてください。

なお、高額な医療費をお支払いの方で 4 か月以上たっても申請書が届かない場合は、保険年金課へお問い合わせください。

※押印は世帯主以外の口座に振込みを希望される場合に必要です。

※医療機関等に支払済のものが対象です。

※診療月の翌月 1 日から 2 年で時効により申請できなくなります。

●高額な診療が見込まれるとき

医療機関窓口での 1 か月のお支払いが自己負担限度額までとなる方法があります。

※医療機関ごと（医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来別）に自己負担限度額までとなります。ただし、保険税に滞納がある場合は、原則として利用できません。

方法①マイナ保険証を利用する

医療機関等（※）の窓口でマイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）を提出し、「限度額情報の表示」に同意する方法です。

※マイナ保険証専用の端末を導入している医療機関等である必要があります。

方法②限度額適用認定証を利用する

マイナ保険証専用の端末を導入していない医療機関等で受診される場合は、「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に出す必要があります。

70 歳以上で所得区分が「一般」と「現役並みⅢ」の方は、「高齢受給者証」（詳細は 6 ページ）の提示により自己負担が限度額までとなるため、認定証は不要です。

住民税非課税世帯の方の認定証は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となり、提示により入院時の食事代が減額になります（詳細は 30 ページ）。

70 歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	世帯の所得要件※1	3 回目まで	4 回目以降※2
ア	901 万円超	252,600 円+ (医療費 ^(10 割) - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	600 万円超 901 万円以下	167,400 円+ (医療費 ^(10 割) - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	210 万円超 600 万円以下	80,100 円+ (医療費 ^(10 割) - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税 非課税世帯※3	35,400 円	24,600 円

- ※1 国保加入者の前年中の所得（診察月が 8 月～12 月は前年所得、1 月～7 月は前々年所得）から基礎控除額（詳細は 9 ページ）を引いた額の合計。ただし、住民税の申告がない場合には所得区分アとなります。
- ※2 診察月を含む過去 12 か月に同一世帯で高額療養費の支給が 4 回以上あった場合。
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が住民税非課税の世帯。

◆ 70 歳未満の方の自己負担限度額の計算条件

- 1 か月（月の 1 日～末日まで）単位で計算します。
- 差額ベッド代など保険の適用されない費用や、入院時の食事代は対象外です。
- 70 歳未満の方は、受診者別に次の「◇自己負担額の基準」によりそれぞれ算出された自己負担額（1 か月）が 21,000 円以上のものを合算することができます。

◆ 自己負担額の基準

- 医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。
- 医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合、薬局で支払った自己負担額は処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

70 歳から 74 歳の方の自己負担限度額（月額）

外来（個人単位）の限度額を適用後に、外来+入院（世帯単位）の自己負担限度額を適用します。

所得区分※1		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
負担割合 3 割の方 ※2	現役並みⅢ 〔課税所得 690 万円以上〕	252,600 円+ (医療費 ^(10割) - 842,000 円) × 1% [140,100 円] ※5	
	現役並みⅡ 〔課税所得 380 万円以上〕	167,400 円+ (医療費 ^(10割) - 558,000 円) × 1% [93,000 円] ※5	
	現役並みⅠ 〔課税所得 145 万円以上〕	80,100 円+ (医療費 ^(10割) - 267,000 円) × 1% [44,400 円] ※5	
負担割合 2 割の方	一般	18,000 円※6	57,600 円 [44,400 円] ※5
	低所得Ⅱ※3	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ※4	8,000 円	15,000 円

- ※1 所得区分は、前年中の所得（診療月が 8 月～12 月は前年所得、1 月～7 月は前々年所得）により判定します。
- ※2 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70～74 歳の国保加入者がいる場合。（詳細は 7 ページ）
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保加入者が住民税非課税の世帯。
- ※4 ※3 の条件に該当し、かつ世帯員全員が所得 0 の世帯。所得とは給与・年金などの収入から必要経費・控除額（公的年金は 80 万円）を差引いた金額です。
- ※5 [] 内の金額は、診療月を含む過去 12 か月で年 4 回以上高額療養費を受けた場合の 4 回目以降の自己負担限度額。
- ※6 1 年間（8 月～翌年 7 月）に外来で支払った医療費の自己負担額の合計額が、144,000 円を超えた場合に高額療養費（外来年間合算）を支給します。対象者には別途ご案内いたします。

◆ 70 歳以上の方の自己負担限度額の計算条件

- 1 か月（月の 1 日～末日まで）単位で計算します。
- 外来は個人ごと、入院を含む自己負担限度額は世帯内の 70 歳以上の方（後期高齢者医療該当者は除く）で合算して計算します。
- 差額ベッド代など保険の適用されない費用や、入院時の食事代は対象外です。

●特定の病気で長期に治療が必要なとき

抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群、血友病、人工透析が必要な慢性腎不全の方は、「国民健康保険特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示すれば、1か月につき同一医療機関でのお支払いが入院・外来それぞれについて10,000円（70歳未満の所得区分ア・イで、人工透析が必要な慢性腎不全の場合は20,000円）以内となります。

保険年金課に申請し、交付を受けてください。

申請に
必要なもの

医師の意見書等、
保険証またはマイナンバーカード

高額医療・高額介護合算制度

1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が高額になったとき、その自己負担額を合算し、所得や年齢に応じた限度額を超えた額が「高額介護合算療養費・高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

- 同じ世帯で医療と介護の両方に自己負担のある世帯が対象です。同一の医療保険での合算となりますので、世帯内で国民健康保険以外の医療保険に加入されている方の自己負担は合算されません。
- 限度額を超えた額が、医療保険と介護保険からそれぞれの比率に合わせて支給されます。（超えた額が500円以下の場合は支給されません。）

申請方法

基準日（7月31日）に加入していた医療保険の保険者に申請が必要です。基準日に町田市国保に加入していた方は、保険年金課に申請してください。

基準日に町田市国保に加入していて、対象期間中の町田市国保と町田市介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた方には、3月末に勧奨通知をお送りします。

※対象期間の末日の翌日から2年で時効により申請できなくなります。

申請に
必要なもの

保険証またはマイナンバーカード、振込口座のわかるもの、印かん

※印かんは世帯主以外の口座に振込みを希望される場合のみ必要。

70 歳未満の方の限度額

所得区分	世帯の所得要件	限度額（年額）
ア	901 万円超	212万円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	141万円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	67万円
エ	210 万円以下	60 万円
オ	住民税非課税世帯	34 万円

※所得区分は、高額療養費（25 ページ）と同じです。

70 歳から 74 歳の方の限度額

所得区分		限度額（年額）
負担割合 3 割の方	現役並みⅢ 〔課税所得 690 万円以上〕	212万円
	現役並みⅡ 〔課税所得 380 万円以上〕	141万円
	現役並みⅠ 〔課税所得 145 万円以上〕	67万円
負担割合 2 割の方	一般	56万円
	低所得Ⅱ	31 万円
	低所得Ⅰ	19 万円

※所得区分は、高額療養費（26 ページ）と同じです。

入院したときの食事代など

入院したときは、所得区分に応じて食事代の一部（食事療養費標準負担額）が自己負担となります。

住民税非課税世帯と低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（詳細は24ページ）を医療機関に提示する必要があります。申請月の1日からの適用となります。

申請のうえ、保険年金課で交付を受けてください。

所得区分		1食あたりの食費負担額
一般（下記以外の方）		490円（460円）
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	230円（210円）
	90日を超える入院※ ¹ （過去12か月の入院日数）	180円（160円）
低所得Ⅰ		110円（100円）

※¹ 申請月から該当となります。マイナ保険証をご利用の場合も自動的に180円（160円）にはなりませんので、お早めにご申請ください。

※指定難病患者の方及び小児慢性特定疾病患者の方は1食280円（260円）です。

※2016年4月1日において既に1年を超えて精神病床に入院されている方は1食260円です。

※所得区分（住民税非課税世帯と低所得Ⅰ・Ⅱ）は、高額療養費（25・26ページ）と同じです。

※（ ）内の金額は、2024年5月31日までの金額です。

65歳以上の方の療養病床への入院時

65歳以上の方が療養病床に入院したときは、所得区分に応じて食費と居住費の一部（生活療養費標準負担額）を自己負担していただきます。

所得区分	1食あたりの食費負担額	1日あたりの居住費負担額
一般（下記以外の方）	490円（460円）	370円
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	230円（210円）	370円
低所得Ⅰ	140円（130円）	370円

※所得区分が一般の方は、医療機関により、490円が450円（460円が420円）になる場合があります。

※（ ）内の金額は、2024年5月31日までの金額です。

交通事故などにあったとき 担当 保険給付係 042-724-2130

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害の医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、医療機関を受診する際に国保の保険証を使うことができます。

この場合、国保が一時的に医療費を立て替え、後から加害者に費用を請求します。



届け出の手順

- ① 示談交渉や医療機関受診の前に、保険年金課保険給付係に連絡する。（状況等をお伺いし、提出書類等についても説明します）
- ② 届け出に必要な書類を揃えて提出する。

ご注意ください

- 交通事故の場合、届け出には事故証明書が必要です。必ず警察に連絡してください。
- 届け出る前に示談が成立すると、国保は使えません。
- 勤務中や通勤中のケガは労災保険の対象となるため、国保は使えません。

温泉センター割引利用券 担当 保険給付係 042-724-2130

国保加入者を対象に、東京都内4か所の国民健康保険保健施設「温泉センター」の割引利用券を配布します。

ご希望の方は、国保の保険証またはマイナンバーカードをお持ちになり、保険年金課保険給付係または各市民センターへおいでください。

2024年4月1日時点

温泉センター名	割引金額	
	大人（中学生以上）	小学生
檜原温泉センター「数馬の湯」	250 円割引	200 円割引
奥多摩温泉「もえぎの湯」	250 円割引	200 円割引
秋川渓谷「瀬音の湯」	200 円割引	200 円割引
生涯青春の湯「つつる温泉」	200 円割引	100 円割引

※未就学児は4施設とも無料です。

整骨院・接骨院（柔道整復師）の施術は、一定の要件を満たした場合に限り国保が利用できます。

◎国保が使える場合の例

- 1 医師の同意がある骨折、脱臼の施術
- 2 応急処置で行う骨折、脱臼の施術
- 3 外部からの要因によるねんざ、打撲、挫傷の施術
(例：スキーでのねんざ、転倒による打撲 など)

×国保が使えない場合の例

- 1 日常生活や加齢からくる肩こり、腰痛、筋肉痛
- 2 病気（神経痛、リウマチ、五十肩など）からくる痛み
- 3 整形外科等で同じ症状に対して施術を受けるとき

整骨院・接骨院にかかるときは

●負傷原因を正確に伝えてください

外傷性でない場合や労災に該当する場合、国保は使えません。

●領収書は必ず受け取り、保管してください

患者負担額、保険者負担額がわかる領収書の発行が、柔道整復師に義務付けられています。

●療養費支給申請書には、施術を受けた方が署名してください

療養費支給申請書（被保険者の委任を受けて、柔道整復師が国保に療養費を請求するための書類）の記載内容を必ず確認し、施術を受けた方が署名（世帯主名）してください。白紙や内容が確認できない申請書には、署名をしないでください。

●柔道整復療養費適正化のためのアンケートにご協力ください

柔道整復療養費の適正化のため、療養費支給申請書の点検を実施しています。点検の結果、受診者に対して文書でアンケート調査をさせていただくことがあります。ご協力をお願いします。

後期高齢者医療制度

担当

高齢者医療係
042-724-2144

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方が加入する医療制度です。「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営し、保険証の引き渡し、申請受付、保険料の徴収などは町田市で行います。

医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、一般の方は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者の方は3割です。一人に1枚保険証（後期高齢者医療被保険者証）が交付されますので、医療機関の窓口で必ず提示してください。

保険料率は、原則として東京都内均一で2年ごとに見直され、前年の所得に応じて保険料が決まります。保険料に関する通知は、町田市から郵送します。

対象の方	・75歳以上の方（75歳の誕生日から対象） ・65歳以上で一定の障がいがあると認定された方
保険料の納め方	・老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の方は年金から天引き（特別徴収） ・各年金が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超える方などは納付書による納付（普通徴収） ※新たに加入した時は、当分の間普通徴収となります。 ※口座振替を希望される方は、ご相談ください。 （国民健康保険税を口座振替にしていた方も手続きが必要です）

介護保険制度

担当

介護保険課保険料係
042-724-4364

介護保険は、高齢者の自立を支援し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、介護や支援が必要になったときに適切なサービスを受けられるよう、社会全体で支え合う制度です。国・都・市及び加入者の介護保険料で介護サービス等に必要な財源を賄い、区市町村が運営しています。

介護サービスの利用料は、かかった費用の1割、2割または3割となります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象の方	65歳以上の方	40歳～64歳までの医療保険加入者
サービスを受けられる方	日常生活に介護や支援が必要な方	老化が原因とされる病気（特定疾病）で、介護や支援が必要と認められた方
保険料の納め方	・老齢・退職・遺族・障害年金が年額18万円以上の方は年金から天引き ・その他の方は個別に納付	加入している医療制度の保険料（料）に含まれています

成人健康診査・保健指導

担当

事業管理係

042-724-4027

若年からのメタボリックシンドロームに着目した健康診査を実施しています。生活習慣病予防のため、ぜひご利用ください。

◎健康診査の内容

- ・問診 ・身体計測（身長・体重・腹囲・BMI）
- ・身体診察（聴診など） ・血圧測定 ・尿検査（糖・蛋白）
- ・血液検査（脂質・血糖・肝機能）

＜以下の項目は、医師が必要と認めた方に実施＞

- ・腎機能検査 ・貧血検査 ・心電図検査 ・眼底検査
- ・胸部エックス線検査（65歳以上の方は原則実施）※

※胸部エックス線検査は、肺がん検診と内容が一部重複します。肺がん検診を希望される場合、その旨を医療機関へお伝えください。

40歳以上の方の健康診査

町田市国保加入者で40歳以上の方、町田市民で後期高齢者医療制度の加入者には、受診券、実施医療機関一覧表などを郵送します。誕生月によって、受診券の発送時期、受診期間を定めていますので、期間内に健康診査を受診してください。

○2024年度に40歳～74歳及び76歳以上の方

誕生月	受診券発送日	受診期間
4～7月	5月30日	受診券が届いた日～11月30日
8～11月	7月30日	受診券が届いた日～12月31日
12月・1～3月	9月26日	受診券が届いた日～2月28日

○2024年度中に75歳になる（1949（昭和24）年度生まれの）方

誕生月	受診券発送日	受診期間
4月	5月30日	受診券が届いた日～11月30日
5・6月	7月30日	受診券が届いた日～12月31日
7・8・9月	5月30日	受診券が届いた日～誕生日前日
10・11月	7月30日	
12・1・2月	9月26日	
3月		受診券が届いた日～2月28日

○年度途中に国保に加入された方

年度の途中（4月2日以降）に町田市国保への加入手続きをされた方で以前加入していた健康保険で今年度（4月1日以降）に健康診査を受診していない場合は、受診券をお送りします。保険年金課までご連絡ください。

●健康診査の受診方法

健康診査は、町田市内の指定された医療機関で行います。

受診券が届いた後、実施医療機関に予約をし、受診券・保険証（マイナ保険証）・問診票を持って受診してください。

健康診査の結果は、後日、受診した医療機関で医師が詳しく説明します。

●窓口負担

自己負担額は 500 円です。

受診する年度の 4 月 1 日時点（転入者は転入時）で、世帯全員が 2023 年度住民税非課税の方は、無料です。

※2023年1月1日時点で町田市に住民登録がなかった方は、受診前に、2023 年度の非課税証明書の写しを保険年金課に提出することが必要です。

●保健指導の実施（対象：40 歳から 74 歳の国保加入者）

健康診査の結果、対象となった方には、町田市から「保健指導のご案内」が届きます。ぜひご利用ください。

18歳～39歳の方の健康診査 担当 健康推進課成人保健係 042-725-5178

町田市に住民票があり、学校・職場等で健康診査を受ける機会がない方は、健康診査を受けることができます。

詳細は町田市ホームページでご確認いただくか、健康推進課にお問い合わせください。

●健康診査の受診方法

4 月から翌年 3 月までの期間に、実施医療機関へ申込のうえ、住所・年齢を確認できるもの（運転免許証等）を持って受診してください。（受診券は不要です。）

●窓口負担

自己負担額は 500 円です。

受診する年度の 4 月 1 日時点で、世帯全員が 2023 年度住民税非課税の方は、受診前の申請により、自己負担金の免除を受けることができます。（受診後の申請不可）（36 ページ参照）

成人健康診査・がん検診等のご案内

担当

<成人健康診査について>

18～39歳の方・生活保護等受給者の方 健康推進課成人保健係 042-725-5178

上記以外の方

事業管理係 042-724-4027

<がん検診について>

健康推進課成人保健係 042-725-5178

<歯科口腔健康診査について>

保健予防課歯科保健係 042-725-5437

町田市に住民票がある方は、ご加入の健康保険や勤務先、学校、人間ドックなどで受ける機会のない健診・検診を実施期間内に1回、受けられます。

（肝炎ウイルス検診・胃がんリスク検診は、過去に受けたことがない方が対象、1回のみの検診です）

受診の事前申込は直接、指定の医療機関へ

受診券は必要ありません（40歳以上の成人健康診査を除く）

●自己負担金の免除

①～③のいずれかに該当し、受診時に次の証書を提示した方は自己負担金が免除となります。※受診後の申請不可

①2023年度住民税非課税世帯の方（事前に申請が必要）：

「町田市成人健康診査受診券」または

「自己負担金免除申請審査結果通知書」

②生活保護受給者：

「町田市成人健康診査受診券」または「保護受給証明書」

③中国残留邦人等支援給付受給者：

「町田市成人健康診査受診券」または

「中国残留邦人等支援給付受給証明書」

※胃がんリスク検診は、②、③の方及び年度末時点（2025年3月31日時点）で30歳・40歳の方のみ自己負担金免除となります。

※歯科口腔健康診査・高齢者歯科口腔機能健診の受診方法及び自己負担金免除については町田市ホームページをご確認ください。

詳細は町田市ホームページや各市民センターに設置している案内チラシ、または町田市役所代表電話でご確認ください。

町田市役所代表電話

042-722-3111

町田市ホームページ

<http://www.city.machida.tokyo.jp>

成人健康診査・がん検診等

健診・検診名	費用 (自己負担額)	内容	対象者 (2025年3月31日時点の年齢)	実施期間
成人健康診査 同時	500円	身体診察・ 尿検査・ 血液検査など	18歳～39歳	2024年4月1日～ 2025年3月31日
	無料		40歳以上の国保・後期高齢 者医療制度加入者	受診券に記載 (発送時期は 34ページ参照)
			生活保護受給者・中国残留 邦人等支援給付受給者	
肝炎ウイルス検診 (B型・C型) 同時	無料	血液検査 (HBs抗原検査、 HCV抗体検査)	40歳以上で過去に同検査 を受けたことがない方	2024年4月1日～ 2025年3月31日
胃がんリスク検診 (ABC検診) 同時	800円	血液検査 (ヘリコバクター・ ピロリ抗体血清 ペプシノゲン)	30歳以上で過去に同検診 を受けたことがない方	2024年5月30日～ 2025年2月28日
大腸がん検診 同時	800円 (同時実施時500円※1)	免疫便潜血 検査2日法	40歳以上	2024年5月30日～ 2025年2月28日
肺がん検診 同時	胸部エックス 線検査のみ 1,500円 (同時実施500円※1)	胸部エックス 線検査・喀痰 細胞診(喀痰 細胞診は50 歳以上かつ 喫煙指数※2 が600以上 の場合のみ 実施)	40歳以上	2024年5月30日～ 2025年2月28日
	胸部エックス線 検査+喀痰細胞 診2,000円 (同時実施1,000円※1)			
乳がん検診	2,000円	マンモグラフィ	40歳以上で 偶数年齢の女性※3	2024年4月1日～ 2025年3月31日
子宮頸がん検診	1,000円	視診・内診・ 細胞診	20歳以上で 偶数年齢の女性※3	2024年4月1日～ 2025年3月31日

同時 印の検診は、多くの医療機関で、複数の検診や成人健康診査と同時に受けられます。

- ※ 1 同時実施：「町田市成人健康診査」または他の医療保険者や事業主が実施する「特定健康診査」等の健康診断とがん検診の問診を同時に受けることです。
- ※ 2 喫煙指数：1日の喫煙本数×喫煙年数（例：1日20本×30年＝600）
- ※ 3 昨年度受けることができなかった奇数年齢の方は、町田市乳がん・子宮頸がん検診特例措置の申請により、受けることができます。

歯科口腔健康診査・高齢者歯科口腔機能健診

健診・検診名	費用 (自己負担額)	内容	対象者 健診日時点の年齢	実施期間
歯科口腔 健康診査	500円	むし歯・歯周疾患等 の健診	18歳～70歳	2024年4月1日～ 2025年3月31日
高齢者歯科 口腔機能健診	600円	上記の内容と食べる 機能(噛む力、飲み込 む力)の健診	71歳以上	2024年4月1日～ 2025年3月31日

医療機関の上手な受診を

担当

保険給付係
042-724-2130

日頃から適正に医療機関を受診し、お薬を正しく服用できれば、ご自身の健康管理がしやすくなり、医療費を節約することもできます。

●「かかりつけ医」を持つ

病状などを親切に説明し、気軽に相談にのってくれる身近な医師を、お家の近くで見つけましょう。

健康について正直に話し合える「かかりつけ医」を持つことで、健康への安心にもつながります。



●お医者さんの指示を守る

きちんと治療の効果を得るために、医師や薬剤師の指示は守りましょう。相談せずに通院を途中でやめたり、お薬の服用をやめたりすることで、症状が長引く心配もあるため控えましょう。

●同じ病気は同じ医療機関で受診する

同じ病気でもやみに複数の医療機関を受診することは控えましょう。治療などに不安があるときは、今の医師に相談することもできます。重複する検査や投薬は、かえって身体に悪影響を与える心配もあります。

●お薬手帳を活用する

薬は、飲み合わせによって副作用を生じることがあります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を医師や薬剤師に正しく伝えましょう。



●緊急時以外の時間外受診を控える

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者のためのものです。また、休日や夜間の時間外受診は割増料金がかかります。緊急時以外は、なるべく平日の時間内に受診しましょう。

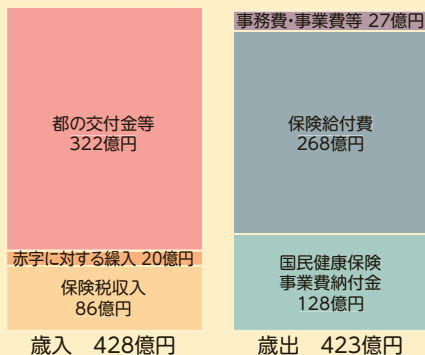
町田市の国保事業財政

国保事業財政は、保険給付費や納付金などの歳出を、保険税や交付金などの歳入で賄うことが原則です。しかし、毎年度赤字が生じる厳しい財政状況が続いています。

2022年度は、保険税などの収入不足による約20億円の赤字を、一般会計からの繰入で補てんしました。

国保財政の健全化に向け、引き続き、赤字額の計画的・段階的な削減に取り組んでいきます。

国保事業財政の状況（2022年度決算）



※歳入歳出の差額は2023年度に繰り越し

お問合せ先

町田市役所 〒194-8520 町田市森野2-2-22
町田市役所代表電話 042-722-3111
町田市ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>

・いきいき生活部保険年金課 (FAX 050-3101-5154)

保険加入係	TEL 042-724-2124	加入・脱退、保険税の算定など
保険給付係	TEL 042-724-2130	高額療養費、出産育児一時金など

・財務部納税課 (FAX 050-3085-6237)

収納係	TEL 042-724-2121	保険税の口座振替など
整理係	TEL 042-724-2121	保険税の納付相談など

▶ 切り取ってお使いください。

ジェネリック医薬品希望カード

可能であれば、ジェネリック医薬品への変更をお願いします

名 前

このカードを診察券や処方箋と一緒に提示してください

担当

事業管理係
042-724-4027



ジェネリック医薬品って
どんなお薬？

- ☑ ジェネリック医薬品とは、これまで使われてきた薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同等の有効性・安全性を有する薬として製造・販売されているものです。開発コストが抑えられる分、先発医薬品より低価格で提供されています。
- ☑ 薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、薬代の自己負担が軽減されるだけでなく、健康保険財政の負担抑制にもつながります。
- ☑ ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、まずは医療機関の医師や薬剤師にご相談ください。



ジェネリック医薬品希望カード

医師・薬剤師の方へ

ジェネリック医薬品を 希望します



切り取ってお使いください。

ジェネリック医薬品をご利用ください

担当

事業管理係

042-724-4027



ジェネリック医薬品希望カードと シールを配布します

医療機関の窓口でジェネリック医薬品を希望する意思を伝えるためのカードやシールを配布しています。カードは保険証や受診券と一緒に提示して、シールは保険証やお薬手帳に貼るなどして、ご活用いただけます。

カードは、このページから切り取ってお使いください。シールは、保険証更新時に同封します。また、カードとシールは保険年金課及び各市民センターでも配布しています。



ジェネリック医薬品に関する お知らせをお送りします

国保加入者のうち、生活習慣病に関連するお薬の処方を受け、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合に自己負担が軽減できる方に、変更によりお薬代がいくら下がるかをお知らせしています。

お知らせの送付は、年3回（7月、10月、2月の下旬）を予定しています。



こんなときは**14日以内**に届け出を

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の方が入国したとき	在留カード、パスポート

国保をやめるとき	転出したとき	保険証、 高齢受給者証（70～74歳の方）
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の 保険証（人数分）、高齢受給者証（70～74歳の方）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、高齢受給者証（70～74歳の方）、死亡を証明するもの
	生活保護を受けはじめたとき	保険証、高齢受給者証（70～74歳の方）、保護開始決定通知書
	外国籍の方が出国するとき	保険証、高齢受給者証（70～74歳の方）、在留カード、パスポート

その他	市内で住所が変わったとき	保険証、 高齢受給者証（70～74歳の方）
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けた・一緒にしたとき	
	修学のため転出したとき	保険証、在学証明書、転出先の 住民票の写し

マイナ保険証をご利用ください！

医療費を節約できるほか、よりよい医療を受けることができます。加えて、医療機関等の窓口で自己負担限度額以上の支払いが不要になります。

※保険証利用には事前の利用登録が必要です。

（詳細は7ページ）



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。